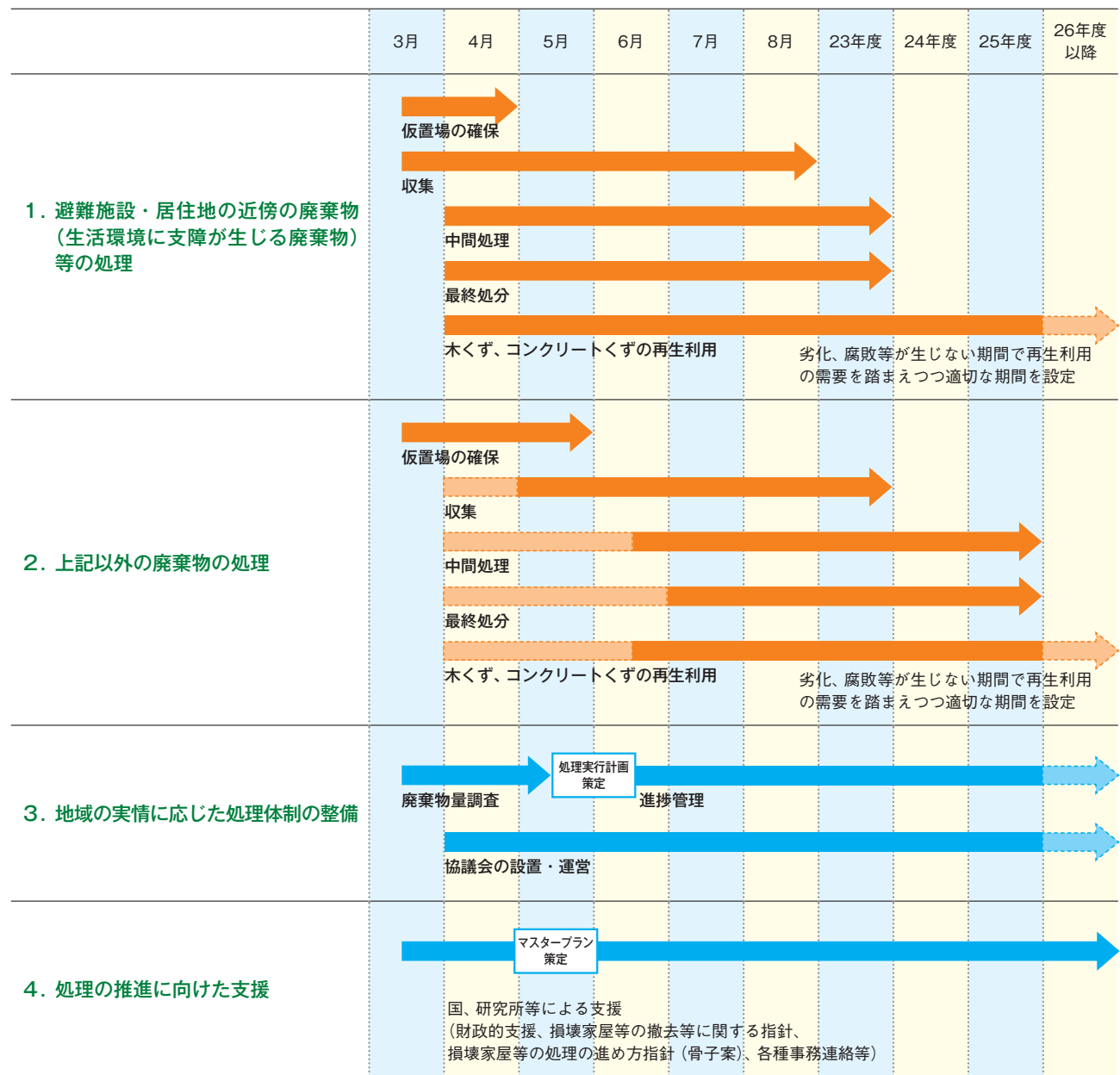


図表1 災害廃棄物処理に向けたスケジュール



出典：マスタープラン 環境省

# どこうする 災害廃棄物

## 処理作業の現状と課題に迫る

東日本大震災では深刻な被害とともに、膨大な災害廃棄物が発生した。経済復興へ向けて、これらをどのように処理していくのか、事業者側の対応を含め、詳説する。

会社法務A2Z編集部

### 急がれるがれき処理

東日本大震災による地震や津波で深刻な被害を受けた岩手、宮城、福島の一帯の沿岸部だけで、阪神・淡路大震災の一・六倍を超える計二三八二万トンのがれきが発生し自治体が処理を急いでいる。政府は二〇一二年三月末までにがれきを

をすべて仮置き場に移し、二〇一四年三月末までに埋め立てなどによる最終処分を終える処理方針をまとめ、財政的にも支援する考えだ。しかし、量の多さに加えてアスベストなど有害物質を含む震災がれきも多く、どこまで処理できるかは未知数だ。



### 廃棄物の内容

三月一日に発生した国内観測史上最大となるマグニチュード九・〇の地震と巨大津波による死者・行方不明者は東日本の一・二都道県で計二万三三七七三人(五月三十一日警察庁まとめ)、五万五千戸以上の家屋が全半壊した。民間企業設備、住宅や道路などの直接的な損害だけでも一六兆二五兆円に上ると推計される。津波によって浸水した面積は、国土地理院によると、青森から千葉までの六県六二市町村で合計五六一平方キロ(JR山手線内側面積の九倍相当)に上る。

この津波と東京電力福島第一原子力発電所の事故が、がれき処理を難しくしている大きな要因だ。しかし松本龍環境相が「がれき処理が遅いということは、国として政府として責めを負いますが、とにかくスピード感を持ってやってください。自治体が一番困っている、被災者が一番困っている」と話すように、震災がれきの処理は復興に向けて急ぐべき最大の課題だ。

震災がれきの内容は、津波で流された住宅の柱など木質系廃棄物、コンクリートくずが中心だが、中皮腫を引き起こすアスベストを含む建材、人体に有害なポリ塩化ビフェニル(PCB)を使ったトランス(変圧器)などの電気機器、法でリサイクル対象としている自動車とテレビ、冷蔵庫など家電四品目に加えて、冷凍庫が被災したため腐った魚などの有機物、津波で打ち上げられた船舶、ガスボンベや消火器類など危険物、金属くず、タイヤや畳など処理困難物とさまざまな。環境省が五月一六日に出した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」では、がれきの処理を原則三年間で終了するスケジュール(図表1)を示している。

具体的には、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にあるものは二〇一一年八月、それ以外は二〇一二年三月末までに仮置き場に移動、二〇一四年三月末までに中間処理や埋め立てなどの最終処分を終える。また腐敗性のある廃棄物は速やかに処分とし、木くず、コンクリートくずなど再生利用を予定しているものは、劣化や腐敗などが生じない期間で再生利用の需要を踏まえながら適切な期間を設定して処理するとしている。

そして環境省は、地元ですべてを処理することは難しいとして他の自治体の支援を求めており、五月一日現在、四一都道府県の自治体などが、がれきを受け入れる意向を示している。

しかし受け入れ可能な量は紙くずなど可燃物の焼却処理が年間二九〇万トン、廃プラスチックの破碎処理が七〇万トン、